



国有林野

事業の取組

国有林准フォレスターによる 民有林支援の取り組み



▲准フォレスター研修での現地実習

▼ゾーニング設定研修会で講師を務める
国有林准フォレスター



我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針「森林・林業再生プラン」(平成21年12月)の実現に向けた貢献の1つとして、国有林野事業は、その組織・技術力・資源を活用し、各種森林技術者となる人材の育成や市町村の森林・林業行政への支援を行うことが求められています。

これに因應するため、北海道森林管理局では、平成23年度から「准フォレスター研修」を実施するとともに、民有林への支援活動をスタートさせました。



◀ゾーニングの
打ち合わせ作業

准フォレストターの育成

フォレストターとは、市町村森林整備計画の策定支援等を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くなど長期的視点に立った森林づくりを計画・指導できる人材です。フォレストターの認定制度は平成25年の創設を目指し検討が進められていますが、フォレストターが認定され、本格的に活動するまでの間、都道府県職員や国有林野事業職員等のうち研修を受けた者が、「准フォレストター」として市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定などにあたって市町村を支援していくこととしており、平成23年度から全国7ブロックで准フォレストターを育成するための研修が実施されています。

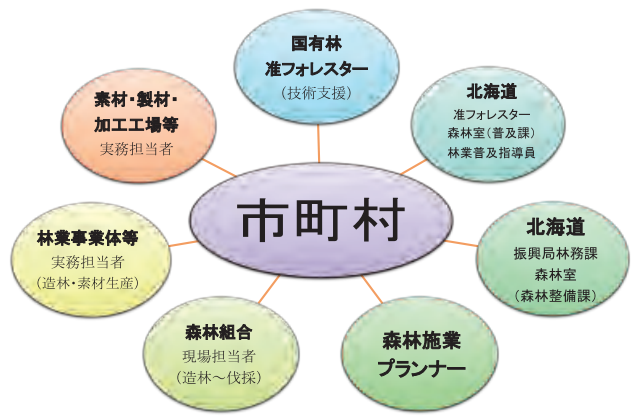
特に、演習の実施内容については、地域の課題を解決していくことも求められていることから、地域の森林・林業を取り巻く状況も考慮して、路網作設やカラマツ人工林の取り扱いなどを意識した演習となるよう工夫を加えました。これにより、研修受講生からも喜ばれる研修が実施できたものと考えています。このようにして、平成23年度は、37名(北海道庁職員26名、北海道森林管理局職員(森林管理署)の流域管理調整官11名)の准フォレストターを育成することができました。

市町村森林整備計画と作業チーム

市町村森林整備計画は、地域の森林づくりのマスタープランとして、地域森林計画の対象となる民有林の10年間の森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を5年ごとに市町村自ら作成するものです。

北海道においては、計画策定者である市町村が主体となつて、北海道庁、森林管理署、森林整備プランナー、森林組合等を構成員とする「市町村森林整備計画作成のための作業チーム」(以下「作業チーム」)を設

市町村森林整備計画作成のための作業チーム



▲作業チームの構成

作業チームが設置されましたが、そのうちの120市町村の作業チームに参画し、それぞれの市町村森林整備計画の作成支援に従事しました。北海道森林管理局の准フォレストター等は、准フォレストター研修の成果や日頃の業務を通じてきた技術・知識を活用し、①市町村、森林組合職員等を対象とした「ソーニング設定研修会」に講師

とし、合意形成を図りながら計画案の作成作業を行うという体制が整えられました。

としての参加(写真)、②ソーニング案の設定に向けた支援(写真)、③民有林に隣接する国有林の路網やソーニング情報の提供などの支援活動を北海道内の各地域において行いました。

◇北海道森林管理局「日本型フォレストターの取り組み」◇
<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/sidou/forester/>

おわりに

北海道森林管理局では、民有林とのより一層の連携を深め、森林・林業の再生に率先して貢献するため、この作業チームに積極的に参画していくことで北海道庁と調整を図り、平成23年度に准フォレストター研修を修了した11名に加え各森林管理署・支署の職員がこの作業チームに参画しました。北海道179市町村のうち168市町村にこの

平成24年度の取組「民有林とのさらなる連携強化へ」北海道森林管理局は、市町村における森林・林業行政への支援を行い始めて2年目となる平成24年度においても、昨年度に引き続き准フォレストター研修を実施することに加え、次のような取組をさらに積極的に進めていく予定です。

①北海道における森林・林業・木材産業の課題について情報共有し、連携を深めるための北海道庁や市町村との連絡会議の開催
 ②森林経営計画の認定等の支援を行う「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」への積極的な参画
 ③民有林と国有林が一体となつて効率的な森林経営を推進するための森林共同施業団地の設定と団地内における森林整備の推進
 ④北海道森林管理局ホームページを活用した情報の発信